

家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約

平成28年7月 1日実施

筑紫ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	2
7. その他	2

付 則

1. 実施の期日	3
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	3

(別 表)

1. 料金表	4
--------	---

1. 目的

この選択約款は、ガスコージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、九州経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、九州経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「ガスコージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギー源として、ガスエンジン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用等の熱電供給、熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「単位料金」とは、6.に定める基準単位料金または調整単位料金といいます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。

4. 適用条件

- (1) ガスコージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの約款による契約を希望される場合に適用します。
- (2) ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kw以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針

日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込まれた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

6. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス供給約款 2 3. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成28年7月1日から実施いたします。

2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成28年6月30日まで一般ガス供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）の適用があり、平成28年7月1日以降本供給約款が適用されるお客さまについて、平成28年7月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

早収料金 = 旧供給約款適用期間の早収料金 + 本供給約款適用期間の早収料金

旧供給約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{旧供給約款の基本料金} \times D_1 / D + \text{旧供給約款の調整単位料金} \times V_1$$

本供給約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{本供給約款の基本料金} \times D_2 / D + \text{本供給約款の調整単位料金} \times V_2$$

(備考)

D = 料金算定期間の日数（ただし、本供給約款に定める22（6）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合、基本料金按分の算定式のDを30とする。）

D_1 = Dのうち平成28年6月30日までの期間に属する日数

D_2 = Dのうち平成28年7月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧供給約款適用期間の使用量（小数点第1位以下の端数切り捨て）

$$= V \times D_1 / D$$

V_2 = 本供給約款適用期間の使用量

$$= V - V_1$$

(別 表)

1. 料金表 (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,916.00 円
----------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	79.75 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款 23.の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。